

この委任状は（代理人の欄も）すべて委任者をご記入ください。

委 任 状

次の者を代理人と定め、下記証明書の交付申請及び受領を委任します。

代理人（窓口に来る方）

住 所 _____

氏 名 _____

印 _____

●交付申請及び受領を委任する証明の種類（該当するものに○）

資産関係

- | | |
|-----------------------|---|
| ・資産証明書（無資産証明書）（一部・全部） | 通 |
| ・評価証明書（一部・全部） | 通 |
| ・公課証明書（一部・全部） | 通 |

一部の場合は物件の所在地及び種類

（ _____ 土地・家屋）

- | | |
|-----------|---|
| ・住宅用家屋証明書 | 通 |
| ・名寄帳兼課税台帳 | 通 |

所得関係

- | | |
|----------------|---|
| ・所得証明書 | 通 |
| ・課税（非課税）証明書 | 通 |
| ・世帯用（課税・所得）証明書 | 通 |

納税関係

- | | |
|--|---|
| ・納税証明書（ _____ 年度）
（全部・町県民税・固定資産税・軽自動車税・法人町民税） | 通 |
| ・滞納なし証明 | 通 |
| ・その他（ _____ ） | 通 |

※確認書類

資産関係の証明書について、所有者が死亡している場合は、相続権のある方からの委任でなければ証明書の発行はできません。また発行の際、相続関係の確認できる書類が必要です。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

委任者（頼んだ方）

住 所 _____

氏 名 _____

印 _____

代筆の場合（委任状を委任者本人に代わり代筆された場合はこちらもご記入ください）

代筆者 委任者は、字が書けないため _____ が代筆し、内容については本人から承諾を得ました。

※委任者本人が委任の意思表示はできるが、障害や負傷、疾病などやむを得ない事情により文字を書くことが出来ない場合に限り代筆が認められます。委任者が遠方に出張中である、病気等により意思が不明確である等の理由では代筆は認められませんのでご注意ください。

※委任状を偽造（委任者の同意なく委任者以外の方が委任状を作成）、または偽造した委任状を行使したときは、私文書偽造等の罪等で刑事罰の対象になり、また損害賠償責任を負う場合があります。